

岡財活第159号  
令和2年10月2日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和2年1、2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和2年1，2月実施分）

財産活用マネジメント推進課

指摘事項

令和元年11月30日現在，滞納繰越分の収入未済額が，貸地料において54万円余(収納率0%)認められました。

今後とも，この解消に格段の努力をしてください。

改善措置状況

当該貸地料（滞納繰越分）の滞納者とは、平成28年3月31日付けで貸付契約を解除しておりますが、平成28年10月17日に滞納者が死亡したため、法定相続人の整理を進め、相続財産管理人の選任等に向けて弁護士と調整している状況です。

今後も引き続き収入未済額の解消に努めます。